

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

目 次

令和3年度事業計画の実施に向けて	p. 1
社会福祉事業	
1 法人本部	
(1) - ① 法人本部運営	p. 2
(1) - ② 地域における公益的な取組	p. 3
(2) 障害者支援センター管理事業	p. 4
2 障害者支援センター相談支援事業所	p. 5
3 障害者支援センター多機能型事業所	p. 6
(1) 生活介護事業	p. 7
(2) 自立訓練（生活訓練）事業	p. 8
(3) 就労移行支援事業	p. 9
(4) 就労継続支援B型事業	p. 10
(5) 就労定着支援事業	p. 11
4 銀河	
(1) 生活介護事業	p. 12
(2) ガイドヘルプサービス事業	p. 14
公益事業	
5 障害者支援センター	
(1) 障害者地域就労援助センター事業	p. 15
(2) 障害者就業・生活支援センター事業	p. 16
(3) 地域障害者施設支援事業	p. 17
(4) 手話通訳者等養成事業	p. 19
(5) 基幹相談支援センター等事業	p. 20
6 障害者一時ケア事業	p. 22
7 発達障害支援センター就労支援事業	p. 23
8 障害者相談支援キーステーション事業	p. 24
9 けやき体育館	
(1) けやき体育館管理・運営事業	p. 25
(2) 障害者余暇活動支援事業	p. 26
令和3年度福祉研修センター研修一覧表	巻末

令和3年度事業計画の実施に向けて

令和3年度は、令和5年度までの5年間を計画期間とする経営計画の3年目であり、松が丘園及びけやき体育館の指定管理期間（5年間）の3年目という、ちょうど中間の年に当たります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、制約のある事業環境の中ではありますが、医療的ケアの充実、相談支援体制の更なる強化、継続的かつ包括的な就労支援の推進、福祉人材の確保・育成・定着、パラスポーツの普及など、経営計画の重点プロジェクトに取り組んでまいります。

また、今年度は、令和6年度から予定される次期指定管理事業について、既存事業の在り方を検証し、次の方向性を見据えながら、実績を積み重ねる年でもあります。この一環として、障害者支援センター多機能型事業所においては、福祉サービス第三者評価の受審を予定しております。

新型コロナウイルス感染症への対応は、引き続き万全の体制で、基本的な感染予防対策を徹底してまいります。対策の概要は下記のとおりであり、各事業における取組は、事業計画の中に記載しております。利用者、職員及びその家族の命と健康を守ることを第一としながら、障害福祉サービスの提供を継続し、利用者の皆様にご不便をおかけしないことも、私たちの大切な役割と考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束は見通せない状況にありますが、相模原市における障害福祉推進の中核的組織として、今年度も着実に事業を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策の概要

○目的・目標

感染予防及び感染拡大防止を徹底し、当事業団が求められる役割を発揮する。
利用者、職員及びその家族の命と健康を守り、事業継続に支障を来さないようにする。
地域の感染拡大の原因となる状況（クラスター）を生じさせない。

○基本的な感染予防行動

「三つの密の回避」…常時又は定時換気、食堂・ロッカーの時差利用
「人と人との距離の確保」…感染予防板の設置
「マスクの着用」
「手洗いやアルコールによる手指消毒」…アルコール消毒液の設置、定期的な館内消毒
「検温等体調管理」…出勤前・出勤時の検温と記録

○事業実施

オンライン会議システムの導入、メンバーが集合する会議の書面同意
施設行事・プログラムの変更、外出行事の見直し
就労支援・相談支援でのオンライン活用
福祉研修センター研修の動画配信、オンライン研修の拡充
ソーシャルディスタンスを踏まえた施設利用・貸出

○職員の勤務

時差出勤・ズレ勤の推進、土日を含む出勤日の平準化、特別休暇制度の導入

1 法人本部

(1) -① 法人本部運営

○事業の概要

法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行の決定機関である理事会を開催し、事業計画、予算、決算等を策定するとともに、法人全体に係る事務、財務及び職員の人事、採用、育成、労務管理及び地域交流、広報活動を行う。

○重点目標

- 1 徹底した新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業運営に取り組む。
- 2 人材確保、人材育成の強化を図る。

○事業内容

1 評議員会、理事会等の開催

- (1) 定時評議員会（6月）、理事会（年2回以上）の開催
- (2) 経営会議の開催：業務執行・内部統制に係る重要事項の審議・決定
- (3) 経営調整会議（毎月）の開催：業務執行上の実務の審議・決定・執行
- (4) 運営協議会（7月）の開催：利用者、家族、地域の方々の意見を事業に反映させる

2 財務運営

- ㊦ (1) 新型コロナウイルス感染症対策に必要な予算を計上し、臨機に対応できる体制をとる。
- (2) 長期的な視点で財務を強化し、継続性のある安定した法人運営に資する。
- ㊦ (3) 会計の専門家による「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を導入する。

3 人材の確保・育成

- (1) 新規卒者に対応した職員採用を推進する。
- ㊦ (2) 人材育成・職員研修計画を改訂し、事業実施に必要な資格の計画的取得を図り、職位に応じた能力を獲得できるように体系を見直す。
- ㊦ (3) 障害者雇用拡充のため、就労援助センターと連携したプロジェクトチームを発足する。

4 危機管理・コンプライアンスの強化

- (1) 統合危機管理・コンプライアンス委員会に設置する災害対策、感染症対策、虐待防止対策、交通事故防止対策、コンプライアンスの各部会において、課題に適切に対応する。
- ㊦ (2) 感染症対策部会を中心に、新型コロナウイルス感染症の対策を更に強化し、新たな状況の発生に的確に対応する。
- (3) 安全運転研修を実施し、交通事故・違反の防止に努める。
- (4) ご意見・ご要望の受付、第三者委員会の開催など、苦情解決体制を運用する。

5 広報活動及び情報公開

- (1) ホームページの随時更新及び広報紙「こもれび」の発行により、利用者・住民へ活動を周知する。
- (2) 万全の感染症対策とイベント人数制限のもと、事業団をPRする行事として「松が丘園祭」を開催する。

6 職員の労務管理及び福利厚生

- (1) 年次有給休暇の取得率向上に取り組む。
- (2) ストレスチェックにより、職員のストレスへの気づきとメンタルヘルスの向上を図る。
- (3) 日常的な職員の悩み事を相談できる機会として「なんでも相談」を実施する。
- (4) インフルエンザ予防接種（任意接種）を行う職員を対象とした補助制度を実施する。
- ㊦ (5) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に対応した制度を施行する。

1 法人本部

(1) -② 地域における公益的な取組

○事業の概要

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」として、自分自身に合った時間の過ごし方を見つけられる障害者フリースペース事業を実施する。地域課題やニーズを把握し、事業化する取組を法人として積極的に進めるために、プロジェクトチームで組織横断的に取り組む。

○事業内容

1 障害者フリースペース活動事業「まつカフェ」の充実

障害のある方に対して、楽しい時間を過ごす居場所を作り、自由な活動ができるよう支援する事業として、これまで実施して来た「まつカフェ」を発展させる。より多くの方が親しめるように、フリースペースの提供を継続するとともに、今年度は、知的障害者の方自身が、自分に合った時間の過ごし方を発見したり、仲間を見つけられたりする「きっかけづくり」の場が提供できるように支援する。

(1) 通年プログラム

- ・実施場所：障害者支援センター松が丘園、けやき体育館 他
- ・実施日時：年間5回・土曜日・10:30～15:00
- ・実施内容：ランチ交流会、ゲームカフェ 他

② (2) まつカフェ・オンライン

- ・実施方法：オンライン会議システムを利用
- ・実施日時：年間5回・土曜日 13:00～15:00
- ・実施内容：オンラインカラオケ、ジェスチャーゲーム、トークセッション等

③ 2 フリーマーケットの開催によるニーズ把握

十分な感染症対策のもと、地域の方々が気軽に立ち寄れる手段としてフリーマーケットを開催することで、制度の狭間にあるニーズを早めに発見し、地域と住民の方々の困りごとに対応するきっかけとする。

3 「穂っとカフェ」への協力

中央地区地域ケア会議地域づくり部会が実施する、地域住民を対象としたサロン活動「穂っとカフェ」の活動に協力する。

4 プロジェクトチームでの実施

地域における公益的な取組を、地域課題への実践的なアプローチ方法として位置づけ、日々利用者と接する就労相談・生活相談・余暇活動支援・通所支援部門の担当者によるプロジェクトチームを継続する。

1 法人本部

(2) 障害者支援センター管理事業

○事業の概要

指定管理事業である障害者支援センター松が丘園全体に係る統括を行うとともに、施設の維持管理等を行う。

○重点目標

新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底し、安定して事業が継続できる体制を整える。

○事業内容

1 障害者支援センター松が丘園全体に係る運営の統括

- (1) 事務の効率化を推進し、利用者に関わる支援スタッフの負担軽減を図る。
- (2) 衛生委員会の設置により、職員の健康障害の防止を図るとともに、産業医から新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見・情報を得て、対策に役立てる。

2 施設の維持管理

- (1) 設備修繕を適切に実施し、施設の長寿命化を図る。
- (2) 館内共用部の照明器具をLED照明へ順次更新する。
- (3) 備品、器具什器の更新を計画的に行う。
- (4) 施設の機能を維持するために、適正な業務委託と保守点検を行う。
- (5) エネルギー使用機器の適正利用やクールビズなどのエコオフィス活動を推進する。
- (6) 利用後の室内、備品の消毒等の新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底した上で、福祉団体等に対する研修室の貸出を行う。

3 災害対策

- (1) 事業継続計画（BCP）に基づく平常時の準備と防災訓練を進める。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した福祉避難所の開設準備及び物品の備蓄を進める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難訓練、災害訓練の情報収集を行い、障害者支援センター松が丘園における地域・近隣住民との防災面での関わり方を検討する。

④ 4 新型コロナウイルス感染症対策の継続・強化

- (1) 館内の定期的な消毒を徹底する。
- (2) 利用者、職員、来館者のマスク着用と手洗い及び手指消毒を周知する。
- (3) 感染予防板を各室へ設置する。
- (4) ソーシャルディスタンス確保のため、各室のレイアウトを変更する。
- (5) 感染者の発生を想定した上で、クラスターに拡大させない対応を適時適切に行うために対応フローの整備を行う。

2 障害者支援センター相談支援事業所

○事業の概要

障害福祉サービス利用申請に当たって必要となるサービス等利用計画の作成及び施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する障害者の地域移行・地域定着支援を、基幹相談支援センターと連携して行う。

○重点目標

障害児者に関わる多職種の支援機関と連携し、児童期から成人期への支援移行時及び介護保険への移行時を含めライフサイクルに合わせたチーム支援を行う。

○事業内容

1 指定特定相談支援事業

(1) 実施日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日、年末年始と休館日を除く)

(2) 対象者

相模原市内在住の障害者

(3) 内容

障害者総合支援法に基づき、適切なアセスメントによるサービス等利用計画の作成及び継続サービス利用支援として訪問の他、必要に応じて電話等を活用したモニタリングを実施し、対象者が必要とするサービス等を利用するための支援を行う。

2 指定一般相談支援事業

施設入所の障害者又は精神科病院等に入院している精神障害者の地域移行に関する支援や、単身等の地域で生活する障害者について、連絡体制の確保や緊急事態において相談や便宜の供与を実施する。

3 障害児相談支援事業

(1) 実施日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日、年末年始と休館日を除く)

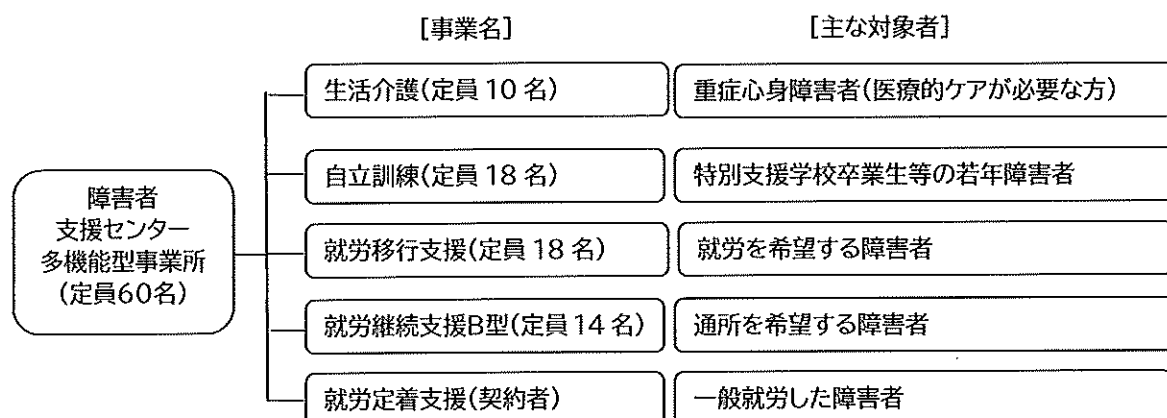
(2) 対象者

相模原市内在住の障害児

(3) 内容

児童福祉法に基づき、適切なアセスメントによる障害児支援利用計画の作成及び継続障害児支援利用援助として訪問の他、必要に応じて電話等を活用したモニタリングを実施し、対象者が必要とするサービス等を利用するための支援を行う。

3 障害者支援センター多機能型事業所



多機能型事業所の通所機能を活かし、利用者が安心して地域生活を送れるよう、持っている能力を発揮し、一人ひとりの目標の実現に必要な支援を行う。

コロナ禍が続くことを前提に、「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」に基づき、多人数で実施する事業の見直しや代替など、安全・安心な体制の確保とサービスの方法を工夫し、就労者数の増加、作業の提供、確実な医療的ケアの実施を目指す。

共通する事業内容は、次のとおり。

○共通する事業内容

1 個別支援計画の作成

利用者へのサービスの提供のため、個別支援計画の作成を行う。計画作成にあたっては、利用者の意見を最大限尊重し、受けたサービス希望や将来の目標などをアセスメントした上で、具体的な支援の内容を決定する。

2 日常生活の支援

(1) 食事の提供

(2) 健康管理

ア 健康相談、健康状態の確認

イ 健康診断

(3) 防災、安全

ア 防災訓練の実施

イ 交通安全意識の啓発

(4) 相談支援

(5) 苦情解決、権利擁護

福祉オンブズマンネットワーク

(6) 契約説明会の開催

3 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を実施し、サービス向上に活かす。

㊦ 4 福祉サービス第三者評価の受審

提供する福祉サービスの質について、自己評価・利用者アンケート・調査により公正・中立な第三者評価機関から評価を受ける。受審に向けた取組とその結果から、職員の意識改革を図り、サービスの質の向上に結びつける。

3 障害者支援センター多機能型事業所

(1) 生活介護事業

○事業の概要

医療的ケアの必要な方を含む重症心身障害者の活動の場として、一人ひとりが豊かな生活が送れるよう、外出・創作活動等の日中活動、安楽な環境を支援するリラクゼーション（休息）及び日々の状態に合わせた健康管理、医療的ケア、食事の提供を行う。

○重点目標

- 1 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、ケア環境やサービスの維持・向上を目的に新しい体制を強化する。
- 2 新しい生活様式のもと、安全を踏まえ、利用者個人の意思や特性を尊重した外出・創作活動等の日中活動を提供する。

○事業内容

- 1 新しい生活様式のもと安全を踏まえた、日中プログラム
 - (1) 近隣への外出・散歩
 - (2) 本人の意思を尊重した創作活動・園芸活動
 - (3) 社会体験 ※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。
- 2 医療的ケア
 - (1) 栄養剤や水分、ミキサー食の注入、喀痰吸引等の医療的ケアの実施
 - (2) 認定を受けた介護職員による医療的ケアの実施
- 3 コロナ禍の対応を踏まえた、安楽な環境の支援
 - (1) 姿勢（ポジショニング）の調整と工夫
 - (2) リラクゼーション

㊦ (3) コロナ対策検討会の実施

- 4 送迎
 - (1) 一人ひとりの状況に合わせた安全な送迎
 - (2) 利用者の状態等に関する家族との情報共有

㊦ 5 地域への事業内容の発信(けやきギャラリーでの写真展示等)

- 6 医療的ケア委員会
 - (1) 嘱託医その他必要な職員の参加による医療的ケア委員会を開催し、医療的ケアの情報共有を行い、安全性の確保と適正な実施のための検討を行う。
 - (2) 医療的ケア実施施設の医療体制に関する情報収集を進め、医療的ケアを機能強化する体制の構築を検討する。

7 職員の資質向上

相模原市内において重症心身障害児者の支援に携わる職員に必要な知識・技術の習得及び専門性の向上のための研修を、地域障害者施設支援事業との共催で行う。

- (1) 重症心身障害児者の総合的な理解と介護技術向上のための体系的な研修の実施

㊦ (2) 摂食・ポジショニング等のケア検討会の実施（映像等を用いた新様式）

- (3) 看護師や生活支援員のスキルアップを目的とした高度医療ケアの必要な障害児者に関する専門研修

8 関係機関との連携

- (1) 重症心身障害児者ネットワーク会議の事務局の役割を担う
- (2) 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会への参加

3 障害者支援センター多機能型事業所

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

○事業の概要

特別支援学校卒業生等で、将来的に一般就労を目指す若年障害者に対し、就労に向けた準備や、自立した生活を目指すための経験や技術を獲得できる多様なプログラムを提供する。

○重点目標

- 1 地域生活に必要な知識や技術を学ぶ「ライフサポート講座」をコロナ禍の状況を踏まえた新しい生活様式により内容の充実と多様化を図る。
- 2 進路に見通しが立たない10代後半から20代前半の若年障害者にアセスメントに必要な体験実習期間を個別に設定する等、柔軟な受け入れ対応を行い通所に繋げる。

○事業内容

- 1 作業能力向上プログラム
 - (1) 企業受注作業
- 2 就労準備基礎プログラム
 - (1) 企業見学
 - (2) インターンシップ（職業体験）
 - (3) ビジネスマナー講座
 - (4) 履歴書の書き方
- 3 自立促進プログラム
 - (1) 生活力を高める講座
 - (2) コミュニケーショントレーニング（SSTを含む）
 - (3) 金銭管理
 - (4) 創作講座
- ㊦ (5) 保健衛生講座「感染症予防対策」（小グループで感染症予防を考慮し実施）
- (6) 家事講座
- 4 資格取得促進プログラム
 - (1) ビルメンテナンス講座
 - (2) 介護職員初任者研修（旧訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成研修）
- 5 体力増進プログラム
 - (1) よさこい（ソーシャルディスタンスを保ち、少人数で行う）
 - (2) パークゴルフ ※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。
- 6 ライフサポート講座
 - (1) 安心安全（交通安全・防犯対策・スマートフォン安全利用）
 - (2) 食育（基礎編・実践編）
- ㊦ (3) 自立生活力向上「グループホームを学ぶ」
- ㊦ (4) 制度の利用「生活に必要な事務手続きについて」
- 7 その他
 - (1) 社会人研修
- ㊦ (2) 地域との交流活動（DVDによる活動周知）
- (3) 余暇体験

3 障害者支援センター多機能型事業所

(3) 就労移行支援事業

○事業の概要

一般就労を希望する障害者に、作業を通じて就職の場の実践的な訓練を行うとともに、職業準備性を高めることを目的としたプログラムを実施し、一人ひとりにあった就労先を確保する。

○重点目標

- 1 新しい生活様式に沿った就労準備及び就労後の生活に備えたプログラムを充実させる。
- 2 職業評価及びTTAP（ティータップ *1）を就労支援に必要な利用者の強みに活かし、より実践的な活用から就労支援の強化を図る。

○事業内容

- 1 作業能力向上プログラム
 - (1) 喫茶「麦の穂」運営（食品製造作業・接客業務）
 - (2) 企業受注作業
 - (3) 就労に向けたより効果的な作業内容の検討
 - 2 就労準備プログラム
 - (1) ビジネスマナー講座（小グループで感染症予防を考慮し実施）
 - (2) 企業見学（個人単位で実施）
 - (3) インターンシップ（職業体験）
 - (4) 履歴書の書き方
 - (5) 就労準備講座（個人単位で実施）
 - 3 一般就労移行支援プログラム
 - (1) 面接対策講座（個人単位で実施）
 - (2) ハローワーク利用法講座（ハローワークへ移動せず、事業所で行う）
 - (3) 求職活動支援（個人単位で実施）
 - (4) 職場定着支援（相談）
 - (5) 就職ガイダンス
 - (6) 職業評価
 - (7) TTAP（ティータップ *1）
 - 4 自立促進プログラム
 - (1) 生活力アップ講座「感染症予防対策」（小グループで感染症予防を考慮し実施）
 - (2) こころのセルフマネジメント講座
 - (3) コミュニケーショントレーニング（SSTを含む）
 - (4) ビジネストレーニング（e-ラーニング）
 - 5 その他
 - (1) 社会人研修
 - (2) 体験学習 ※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。
- ⑨ (3) 余暇活動支援（新生活様式で楽しむ余暇）
- (4) 就労アセスメント

*1 TTAP（ティータップ）：自閉症スペクトラム移行アセスメントプロフィール

3 障害者支援センター多機能型事業所

(4) 就労継続支援B型事業

○事業の概要

障害種別を問わず、地域の潜在的な通所ニーズに対応する。生産活動を通して働く意欲の向上を図り、個々の目的に応じた柔軟な支援を行う。

○重点目標

- 1 働きたい中途障害者（他事業所では介助面等が理由で通所が難しい身体障害者）の積極的な受け入れを行う。
- 2 利用者がなりたい自分をイメージできるよう自立促進プログラムを充実し、様々な作業（新型コロナウイルス関連商品等）を提供することで、働く意欲の向上を図る。

○事業内容

- 1 作業能力向上プログラム
 - (1) 企業受注作業（看板・印刷・企業下請）
- ⑨ (2) 新型コロナウイルス関連商品製作・新規受注作業の開拓
 - (3) 個々の適性に配慮した作業提供
- 2 就労準備プログラム（企業就労を目指す利用者対象。就労移行支援事業と共催）
 - (1) ビジネスマナー講座（小グループで感染症予防を考慮し実施）
 - (2) 企業見学
 - (3) インターンシップ（職業体験）
 - (4) 履歴書の書き方
 - (5) 就職準備講座（個人単位で実施）
- 3 一般就労移行支援プログラム（企業就労を目指す利用者対象。就労移行支援事業と共催）
 - (1) 面接対策講座（個人単位で実施）
 - (2) 企業実習
 - (3) 求職活動支援（個人単位で実施）
 - (4) 就職ガイダンス
 - (5) 職業評価
- 4 自立促進プログラム
 - ⑩ (1) 将来について考える講座「グループホームとは」
 - ⑩ (2) 日々を充実させる講座「新生活様式のなかで生活するには」
 - (3) 個別の見学援助及び情報提供
 - (4) ビジネストレーニング（e-ラーニング）
 - ⑩ (5) みだしなみ講座（新型コロナ感染症予防編）
- 5 その他
 - (1) 社会人研修
 - (2) 社会体験 ※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。
 - (3) 社会生活向上講座 ※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。

3 障害者支援センター多機能型事業所

(5) 就労定着支援事業

○事業の概要

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対し、企業や家庭等と連携を図り、働くことに伴う課題を発見し、職場定着に必要な支援を行う。

○重点目標

契約者がコロナ禍の状況でも安定した就労生活を送ることができるよう、利用者アンケート結果を反映した余暇活動支援の実施など、就労定着の向上を図る。

○事業内容

1 職場定着支援

(1) 就労した企業への定期的な巡回訪問

(2) 利用者の来訪による面談

(3) 生活支援

⑨ (4) 就労生活定着プログラム（「オンラインしゃべり場」の開催）

4 銀河

(1) 生活介護事業

○事業の概要

地域において安定した生活を営むため、常時介護が必要な障害者に対して、一人ひとりの個性に合わせた日中活動を提供し、「今日も楽しかった」の笑顔を大切にして、楽しく安心して過ごせるよう支援する。

○重点目標

- 1 利用者の体調や特性に応じて、安全に過ごせる生活環境を提供する。
- 2 活動内容を複数用意して提示することで、自身で選択する機会を増やし、自己決定や意思を尊重した支援を行う。
- 3 感染症対策に留意し、内容と方法を工夫して、日常生活や行事を実施する。

○事業内容

- 1 日常生活の支援
 - (1) 個別支援計画の作成
 - (2) 相談支援
 - (3) 健康診断・健康相談
- 2 送迎
安全を第一に、利用者の利便性に配慮したルートで送迎する。
- 3 食事の提供
アレルギーや摂食機能に配慮した食事を提供する。
食事場所を分散し、間隔を空けて食事がとれるよう配慮する。
- 4 日中活動・活動プログラム
参加人数を少なくしてソーシャルディスタンスを確保し、換気等の感染予防対策を行いながら活動を提供する。また、共有で使用する器具は十分な数を用意し、使用後の消毒を行う等の感染予防対策を行う。
 - (1) 創作活動（手工芸など）
 - (2) 音楽活動
 - (3) 園芸活動
 - (4) 健康づくり（散歩・ダンスなど）
 - (5) マイチョイス（音楽・体操・図工など）
 - (6) レッツミュージック
 - (7) エクササイズ（エアロビクス・ヨガなど）
 - (8) ドライブ
 - (9) カラオケ
 - (10) リラクゼーション（エアートランポリン・光や音の感覚を楽しむ）
 - (11) 市内施設見学（市立博物館・JAXA・清掃工場など）
- 5 行事
感染防止対策として、グループ数を増やして1グループあたりの人数を減らし、混雑を避ける目的地の設定や移動手段を選択して実施する。
※新型コロナウイルスの状況を踏まえ実施する。
 - (1) バス旅行
 - (2) お楽しみ外出（小グループでの社会体験）

密を避けてソーシャルディスタンスを確保するため、日程や会場を分散しての開催や、参加人数を半数以下に設定する等の感染予防対策を講じて実施する。

- (3) 映画鑑賞
- (4) お花見
- (5) 夏祭り
- (6) 松が丘園祭
- (7) 忘年会・新年会
- (8) お茶会
- (9) 浴衣撮影会
- (10) ハロウィン

㊦ (11) 作品展示（制作した作品を展示し、利用者や家族が鑑賞して楽しむ機会とする。）

6 地域交流・ボランティア受け入れ

- (1) カットボランティア
- (2) 花壇ボランティア
- (3) 学生ボランティア
- (4) その他ボランティア
- (5) 近隣大学との交流

7 その他

- (1) 苦情解決・権利擁護
- (2) 福祉オンブズマンネットワーク活用
- (3) 利用者満足度調査の実施
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 「銀河だより」発行
- (6) 家族報告会

8 研修

- (1) 外部派遣研修
 - ・強度行動障害支援者研修
 - ・安全運転講習
- (2) 内部研修
 - ・事例検討会
 - ・安全運転確認
 - ・障害特性の理解
 - ・研修報告会

4 銀河

(2) ガイドヘルプサービス事業

○事業の概要

移動・外出に困難を有する障害児・者を対象に、移動の援護、排泄・食事等の介助、代筆・代読を含む視覚的情報の支援などを行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加の保障及び余暇活動の充実による豊かな暮らしの実現を支援する。

○重点目標

- 1 利用者に関する最新の情報を共有することで、支援の質の向上を図る。
- 2 利用者やガイドヘルパーに、感染症について丁寧に伝達して注意喚起を促す。
- 3 ガイドヘルパーへの感染予防用品配布、適切な感染予防行動の伝達等の感染防止対策を講じて事業を実施する。

○事業内容

1 ガイドヘルプサービスの提供

感染防止策を講じた上で派遣を行う。派遣時間や派遣内容については、新型コロナウイルスの状況に応じて、その都度対応する。

- (1) 移動介護
- (2) 通院介護
- (3) 同行援護
- (4) コーディネート

2 ガイドヘルプサービスの質の向上

- (1) 採用時研修（採用後1か月以内）

- (2) 定期研修

状況に応じて、配信等で実施する。

- (3) 各種フォローアップ研修

支援技術向上のための演習では、分散して少人数で実施するなどの感染防止対策を行う。

- (4) 支援方法を共有するためのケアカンファレンス

3 資格取得研修の開催

1回の定員を減らし、ソーシャルディスタンスを確保する。また、受講者への研修2週間前からの健康観察の依頼などの感染予防対策を行う。演習での接触は避けられないので、開催は新型コロナウイルスの状況によって判断する。

- (1) 同行援護従業者養成研修
- (2) 知的障害者ガイドヘルパー養成研修

4 資格取得研修カリキュラムの変更に伴う実施内容の見直し

5 関係機関との連携

- (1) 市及び地域の福祉サービス提供事業者、障害者団体等との連携

6 令和3年度の支給決定から支給基準時間（サービス利用の目安となる支給量）が適用されるため、支給基準時間が利用者の生活状況へ及ぼす影響を聞き取り、必要な支援について検討する。

5 障害者支援センター

(1) 障害者地域就労援助センター事業

○事業の概要

障害者及びその家族、企業等に対し、就労・雇用に関する相談、指導、情報提供を行うことにより、障害者等の就労支援及び雇用促進を図り、多様なニーズに応える就労支援を行う。

なお、「障害者就業・生活支援センター事業」、「相模原市発達障害支援センター就労支援事業」との一体的な運営により就労支援を行う。

○重点目標

幅広い世代の多様なニーズと働き方に応えるとともに、新型コロナウイルスの影響を考慮した利用者等の支援を行う。

○事業内容

1 就労相談

(1) 障害者等及びその家族、障害者雇用を検討する企業等からの相談に対応し、必要に応じて医学的（精神科）、法律的な専門相談の調整を行う。

(2) 市内北部地域の相談者向けに、緑障害者相談支援キーステーション内に相談窓口を併設

(3) 高次脳機能障害、難病の方について、専門機関と連携した相談対応を行う。

⑩ (4) Web会議システム（Zoom等）やビデオ通話機能（LINE等）による、オンラインを活用した就労相談（職場定着支援も含む）を実施する。

⑩ (5) けやき体育館との連携による就労相談窓口の拡充

2 就労促進

(1) 職場体験事業を実施するとともに、企業見学の機会提供及び就労準備講座の実施

(2) けやき体育館との連携による「けやきカフェ」を活用した就労体験実習の実施

(3) 障害等で就労支援が必要な学生のために、大学及び関係機関と連携した支援の実施

3 職場開拓

(1) 障害者を雇用する又は実習を受入れる企業等の開拓及び障害者雇用に関する啓発

(2) 企業に対して、障害者との適切なマッチングを行う。

4 職場定着支援

⑩ フォローアッププログラム等、けやき体育館との連携による就労者の余暇支援の充実

5 無料職業紹介事業

職業安定法に基づき、登録者からの求職と企業等からの求人を受け付け、その斡旋を行う。

6 登録者支援

(1) 登録者を対象とした社会生活技能訓練講座（SST講座）の実施

(2) 基幹相談支援センター等事業で行う「生活力アップ講座」の連携実施

(3) 「就労援助センター情報」の発行

7 市内の就労支援事業者等に対する支援

(1) 市内の就労移行支援事業所の理解促進と情報提供に関する取組を行う。

(2) 市内の就労支援事業者等に向けたセミナー等の実施及び各種研修における講師等を担うことを通じて、市内の就労支援体制の充実を図る。

8 関係機関等との連携及び就労支援ネットワークの構築

(1) さがみはら精神障害者就労支援協議会、相模原市難病対策地域協議会等の会議への参加

(2) 相模原市精神保健福祉センターとの連携

9 職員の資質向上

専門スキルを向上させるための各種研修会への参加

5 障害者支援センター

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

○事業の概要

就職希望の働く上で障害のある者（以下「障害者等」という）や在職中の障害者等に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の一体的な支援を行い、多様なニーズに応える就労支援を行う。

なお、「障害者地域就労援助センター事業」、「相模原市発達障害支援センター就労支援事業」との一体的な運営により就労支援を行う。

○重点目標

障害者、企業、関係機関の円滑な繋がりを支援するとともに、新しい働き方（在宅勤務、テレワーク等）を考慮した企業等の支援の充実を図る。

○事業内容

1 就労相談

(1) 障害者等及びその家族、障害者雇用を検討する企業等からの相談に対応し、必要に応じて医学的（精神科）、法律的な専門相談の調整を行う。

⑩ (2) Web会議システム（Zoom等）やビデオ通話機能（LINE等）による、オンラインを活用した就労相談（職場定着支援も含む）を実施する。

2 就労促進

(1) 面談及び作業等を通じた適性の把握

(2) 職場体験実習・職場実習に関する支援

(3) 就労移行支援・就労継続支援事業所等と連携を図り、より幅広い層の求職者のアセスメントを実施する。

(4) 障害者同士で学び交流するピアサポート活動の実施

3 職場開拓

障害者等を雇用及び職場体験実習受入等を行う企業等の開拓と障害者雇用に関する啓発

4 職場定着支援

(1) 主任職場定着支援担当者の配置

(2) 就職した企業への定期的な巡回訪問及びジョブコーチ支援の実施

(3) 中小企業等において障害者支援を担当する職員等を対象とした交流会等の開催

(4) 職場定着に関する改善・好事例等の周知

5 関係機関等との連携及び就労支援ネットワークの構築と充実

(1) ハローワーク等、就労支援関係機関とのネットワーク形成を目的とした情報共有化会議の主宰

(2) 市内就労移行支援事業所等を参加者とする地域課題の抽出や就労支援に携わる人材の技術向上等を目的とした、相模原障害者就労支援連絡会の主宰

(3) 神奈川障害者就業・生活支援センター連絡会議及び関係機関主催会議への参加

(4) 神奈川労働局、相模原公共職業安定所等の関係機関との連絡会議への参加

6 職員の資質向上

(1) 専門スキルを向上させるための各種研修会への参加

(2) 障害者就業・生活支援センターブロック別経験交流会議への出席

5 障害者支援センター

(3) 地域障害者施設支援事業

○事業の概要

障害福祉に関する幅広い研修を体系的に行うことにより、市内福祉従事者の支援技術の向上に寄与する。また、障害福祉サービス事業所等の人材確保・育成・定着、障害者の活動の場・福祉的就労の場でもある障害福祉サービス事業所等の工賃アップに向けた支援を地域と連携して行うなど、障害福祉サービス事業所・団体等の活動支援を行う。

○重点目標

地域ニーズの状況把握をし、新しい生活様式に合わせた集合研修、動画配信、オンライン研修等の研修形態で効果的な研修を実施する。

○事業内容

1 福祉研修センター事業

障害福祉従事者を対象とした体系的な研修、障害当事者や家族向けの研修、市民等向けの啓発を目的とした研修を実施する。また、地域における障害者のより良い自立生活への支援の向上を目的に、福祉研修センター事業の充実のためのニーズや地域の状況等の把握、関係機関や地域の団体との連携を行う。

(1) 主催研修の実施（内容は巻末別紙「令和3年度福祉研修センター研修一覧表」参照）

(2) 法定研修の実施

強度行動障害を有する者（児）に対し適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を、市内障害福祉サービス事業所等との連携のもと実施する。

(3) 研修受講修了証の発行

障害福祉基礎研修および相談支援専門員向けの研修を修了した希望者に「研修受講修了証」を発行し、事業団ホームページにおいて研修受講修了証取得者情報を掲載する。

㊦ (4) 他研修実施機関の研修情報を集約し、ホームページ、定期便等で研修情報の発信

(5) 研修に関する企画などの支援

(6) 市内障害福祉サービス事業所への講師派遣の周知

㊦ (7) オンライン研修を受講するための研修・視聴会・フォローアップの実施

(8) 福祉研修センター意見交換会の実施

(9) 地域の福祉力・支援力のさらなる向上のため、相模原市等の関係機関や地区社会福祉協議会など地域の団体と連携した研修の実施

2 障害福祉サービス事業所等人材確保事業

障害福祉サービス事業所等の人材確保のため、次の事業を行う。

(1) 福祉のしごと相談会などのイベントを周知する。

(2) けやき体育館の「就職情報コーナー」やホームページ等において福祉求人情報を発信する。

3 工賃アップ支援事業

(1) 受注作業の開拓・紹介

(2) 就労系障害福祉サービス事業所への官公需における優先調達の支援

(3) 生産活動に関する情報交換会の実施

(4) 障害福祉サービス事業所等の活動内容等の普及啓発

(5) 市内受注作業希望一覧表の作成

㊦ (6) 環境に配慮した商品および新しい生活様式のニーズに合わせた作業種目の開発支援

㊦ (7) 就労継続支援B型事業所向けの工賃アップに関する研修

㊦（８）地区社会福祉協議会等の地域の団体と連携した地域ニーズに合わせた作業の開拓

４ 障害福祉サービス事業所等の運営に関する支援

（１）障害福祉サービス事業所等の運営支援

（２）事務機器の提供

５ 団体への支援

（１）相模原市障害者地域作業所等連絡協議会（障作連）

（２）相模原福祉オンブズマンネットワーク（ネットさがみはら）

６ 松が丘園で実施している事業の広報

松が丘園で実施している事業を広く周知するための松が丘園通信の発行（年６回）

5 障害者支援センター

(4) 手話通訳者等養成事業

○事業の概要

手話は、ろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び手話通訳者の人材育成を行う。

また、難聴者、中途失聴者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加促進を目的として、要約筆記の普及及び要約筆記者の人材育成を行う。

○事業内容

- 1 手話講座・初級（入門編）
- 2 手話講座・中級（基礎編）
- 3 手話講座・フォローアップ
- 4 手話講座・上級（通訳者養成課程）※神奈川聴覚障害者総合福祉協会に委託
- 5 要約筆記者養成講座（手書きコース、パソコンコース）
- 6 要約筆記者養成講座体験会及び説明会

5 障害者支援センター

(5) 基幹相談支援センター等事業

○事業の概要

相模原市の障害児・者及びその家族の地域生活における様々な課題に対して、基幹相談支援センターの機能を軸に、総合的な相談に応じる。また、市内相談支援事業所に対する専門的な支援活動、人材育成等の取組を行う。さらに、自立支援協議会の事務局機能を担い、関係機関とのネットワーク強化を図る。

○重点目標

- 1 これまで培った経験、技術とともに、新たにオンラインの活用を加え、地域の相談支援体制整備の強化を図る。
- 2 相談支援専門員としての経験年数に応じた研修の実施や各種研修への運営協力等により、地域リーダー（*1）を養成するための人材育成を行う。

○事業内容

1 基幹相談支援センターの運営

(1) 総合相談・専門相談

地域の相談支援の拠点として障害の種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を実施する。

(2) 虐待防止・権利擁護研修の実施

相模原市の障害者虐待防止体制における普及啓発・予防の役割を担い、相模原市障害者自立支援協議会権利擁護・虐待防止検討部会と連携しながらオンラインも活用した研修を実施する。

ア 障害者福祉施設従事者等向け研修

イ 障害者雇用事業主等使用者向け研修（隔年実施・就労支援機関と連携して実施）

ウ 民生委員向け研修（隔年実施）

エ 当事者対象講座

(3) 地域の相談支援体制の強化の取組（表1）

ア 主任相談支援専門員（*2）の配置

地域における相談支援専門員の養成時の指導・助言、サービス等利用計画案を作成する現場での実地教育、相談支援体制の強化と地域づくりの推進役を担う職員を配置する。

イ スーパーバイザー派遣事業（相談支援専門員、相談支援事業所対象）

市内の相談支援事業所向けに、基幹相談支援センターの相談支援専門員や専門機関からのスーパーバイザーの派遣による助言を行う。また、津久井やまゆり園利用者意思決定支援チームにスーパーバイザーとして参加する。

ウ 地域課題に対する取組

地域課題の検討会議を毎月実施し、課題抽出を行う。解決にむけては、自立支援協議会の後方支援を行いながら取り組む。

㊦ エ 相談支援専門員向け研修

- ・相談支援専門員の地域リーダーを養成するため、スーパーバイズ研修を実施する。
- ・市内の相談支援事業者等に対して、相談支援方法を実践的に学ぶ研修を実施する。
- ・相談支援従事者初任者研修受講者へ連携を強化するための研修を実施する。
- ・所内相談支援専門員に対し、相談支援技術向上のための実践報告会を行う。

*1 地域リーダー…相模原市基幹相談支援センター人材育成計画に基づく、相模原市の相談支援専門員への助言や育成に携われる人材

*2 主任相談支援専門員…地域リーダーのうち主任相談支援専門員養成研修を受講した者

㊦ オ 相談支援従事者研修への運営協力

相談支援従事者を育成するため、神奈川県が実施する相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修へ演習指導者を派遣する。また、主任相談支援専門員養成研修に係る運営に協力する。

㊦ カ 相談支援事業所等支援の取組み

相談支援専門員に向けて、障害福祉サービス事業所等の空き情報や詳細情報、業務に役立つ資料や地域のインフォーマル情報等の掲載、オンラインを交えた情報交換などにより相談支援業務のサポートを実施する。

地域の相談支援体制強化の取組みと相談支援専門員に関する法定研修との関係（表1）

法定研修（県主催）	法定研修への運営協力	相談支援専門員向け研修の主な対象者		スーパーバイザー派遣	所内相談支援専門員対象
相談支援従事者初任者研修 （相談支援専門員資格）	(d)C 研修の実施（強化研修） (e) 運営協力（演習指導）	(d)A スーパーバイズ研修	(d)B 専門分野別研修	(b) スーパーバイザー派遣	(d)D 実践報告会
相談支援従事者現任者研修 （更新研修）	(e) 運営協力（演習指導）				
主任相談支援専門員研修 （主任相談支援専門員資格）	(e) 運営協力（演習指導等）				

※その他 (c) 地域課題に対する取組み（中央区を対象に地域課題の検討会議実施毎月1回）

(f) 相談支援事業所等支援の取組み（事業所等の空き情報、オンラインを交えた情報交換など）

2 一般的な相談支援

中央区に在住の障害児・者及びその家族の生活全般の困りごとに関して、意思決定に配慮したうえで、的確なアセスメントに基づき、相談支援を実施する。

3 相談支援体制整備事業

相談支援体制整備を図るとともに、権利擁護・虐待防止、人材育成、地域課題解決に向けた具体的な検討を実施するために、相模原市障害者自立支援協議会を市と協働して運営する。

4 社会生活力を高める事業

(1) 生活力アップ講座

当事者のエンパワメントの促進、また本人と家族が地域で安心して生活するために各種講座を実施する。

ア 社会生活技能訓練講座（S S T講座）

イ 生活に関する力を高める講座（地域生活を快適に過ごすためのスキル向上）

㊦ ウ 自立促進当事者ミーティング事業（オンラインミーティング形式での実施）

㊦ (2) 意思決定サポート事業

意思形成サポートとして、当事者が新たな環境で過ごすイメージ作りをすることを目指して、グループホームのオンライン見学会を実施する。

また、意思表出サポートとして、主に重症心身障害児者を支援している市内事業所の聞き取りを行い、意思の表出に関する支援方法、工夫していることをまとめ、他事業所でも活用できるよう情報発信する。

5 その他

ソーシャルワーカーの養成支援として、大学の社会福祉士相談援助実習生を受け入れる。

6 障害者一時ケア事業

○事業の概要

障害児・者の家族に対し、通院や冠婚葬祭のため家庭内での介護が一時的に困難な場合や、家族が日ごろの介護疲れを解消し休息とゆとり（レスパイト）を得るために、障害児・者の一時的介護を実施する。

○重点目標

- 1 障害児・者の家族のニーズに応えるため、障害児・者が安全に安心して利用できるよう、新型コロナ感染症対策など環境の整備を行って、事業を継続する。
- 2 人工呼吸器装着者など医療的ケアが必要な方を含めた他の事業所で受け入れ困難な利用者の積極的な受け入れ
- 3 医療的ケアが必要な方が利用できる時間の拡大

○事業内容

1 一時ケア事業

(1) 方針

利用者の受付や過ごす場所、検温等の健康管理など感染症対策を行って事業を継続する。

(2) 実施日時

年末年始と休館日を除く、午前8時30分から午後10時まで

- ㊦ ◆医療的ケアが必要な方：午前8時30分から午後8時まで
(土曜・日曜・祝日の2時間延長)

(3) 予約受付時間

年末年始と休館日を除く、午前8時30分から午後8時まで

(4) 対象者

市内在住の障害児・者

(医療的ケアが必要な対象者は、事業団医療的ケア委員会において承認された者とする)

(5) 内容

利用者の状況に合わせた個別ケアを行う。必要に応じて外出範囲内の散歩を行う。

2 利用者及び家族へのサービスの質の向上

- ㊦ (1) 全職員へ定期的なメール等による利用者支援の情報提供を行い、人材の育成を図る。
- (2) ケアのスキルアップなどを目的に情報紙「めざせ！ケアの達人」の発行・送付を行う。
- (3) 職員研修（感染症対策のため、少人数でのビデオ視聴などにより行う）
- ㊦ (4) 利用者やその家族の声をスタッフにフィードバックし、モチベーションの向上を図る。

3 関係機関との連携

(1) 障害者一時ケア事業所連絡会の実施

ア ネットワークの構築と市全体のレスパイト事業の向上、感染症対策下における課題の抽出などを目的に情報交換や検討等を行う。

イ 利用者支援の質の向上等を目的に、レスパイト事業所事例検討・実践報告会を行う。
必要に応じて放課後等デイサービス事業所等と連携を図る。

(2) 利用者支援会議への参加

7 発達障害支援センター就労支援事業

○事業の概要

発達障害者及びその家族並びに企業に対し、就労及び雇用に関する相談、指導、情報提供を行うことにより、発達障害者の就労支援及び雇用促進を図り、多様なニーズに応える就労支援を実施する。

なお、「障害者地域就労援助センター事業」「障害者就業・生活支援センター事業」との一体的な運営により就労支援を行う。

○重点目標

各種評価手法を活用したアセスメント機能の充実等を図るとともに、地域の支援機関への情報提供を拡充する。

○事業内容

1 就労相談

発達障害者及びその家族、障害者雇用を検討する企業などからの相談への対応及び必要に応じた医学的（精神）、法律的な専門相談の調整

2 就労促進

（1）面談及び作業等を通じた適性の把握

（2）職場体験実習・職場実習に関する支援

3 職場開拓

（1）発達障害者の雇用及び職場体験実習受入等を行う企業の開拓

（2）発達障害者の雇用を検討する企業に対する、発達障害者の就労・雇用に関する諸制度等の情報提供

4 職場定着支援

（1）就職した企業への定期的な巡回訪問

（2）助言援助

（3）職場定着支援の有効性等の調査・研究

5 登録者支援

（1）成人期グループワーク（JST、職場体験実習）の実施

（2）若者向けグループワーク（職場体験講座）の実施

（3）ワークサンプル幕張版及びTTAP活用によるアセスメントを広く実施

⑥（4）働くことについてのイメージを高めることを目的としたアセスメントツール（職業レディネステスト^{*1}等）の活用

（5）就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に関する情報提供等の実施

6 家族支援

市内に住む発達障害児者の家族に向けた就労支援に関する情報提供

7 市内の就労支援事業者・学校等に対する支援及び普及啓発

就労支援事業所・学校等に対して、発達障害者の就労支援の実態を把握し、発達障害者への理解促進と就労支援のノウハウの情報提供をする。

8 関係機関等との連携

相模原市発達障害者地域支援協議会成人期部会及びその他関係機関が主催する会議等への参加

9 職員の資質向上

専門スキルを向上させるための各種研修会への参加

^{*1} 職業レディネステスト…本人の興味・自信からパーソナリティを探る、自己理解のための職業興味検査のこと

8 障害者相談支援キーステーション事業

○事業の概要

相模原市における重層的かつ総合的な相談支援体制の中で、中圏域をカバーする相談支援の場として、南区と緑区にある障害者相談支援キーステーションの運営を行う。運営は区内に相談支援事業所を有する法人と協力し、所属法人が異なる相談支援専門員が同じステーション内で相談支援業務を行う。

○重点目標

緑区・南区の相談支援の中核的な役割を担い、地域包括ケアシステムの視点を重視し高齢者支援センターとの連携を強化する。

○事業内容

1 相談支援

ワンストップ総合相談窓口として、障害種別に関わらず各種ニーズに対して、アウトリーチ(*1)も含めた相談支援を行う。

(1) 開所日時

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 対象者

障害者相談支援キーステーション所在区在住の障害者等

2 相談支援の質の向上

困難事例を含む基本相談に対応し、官民協働、民民連携によるチーム支援を通して相談支援のスキルアップを図る。

(1) 相談支援の標準化

標準的な相談支援の実現に向け、相談支援専門員合議でのインテーク体制、官民協働でのケース会議等の取組を行う。

(2) 相談支援技術向上研修

相談支援技術の向上を図るため、面接トレーニングや事例検討を行う。また、地域のリーダー的な役割を目指し、相談支援専門員向け研修の補助的な役割を担う。

(3) 専門相談

法律的な視点が必要な相談等へ適切に対応するため、弁護士等と連携した専門相談、事例検討を行う。

3 ソーシャルワークの展開

(1) グループスーパービジョン

困難事例に対し、福祉の枠組みだけではなく新たな支援方法や地域課題の抽出等を目指しオンラインも活用したグループスーパービジョンを行う。

(2) チーム支援

障害分野の関係機関だけでなく、高齢者の支援機関、社会福祉協議会、教育機関など多職種連携によるチーム支援を行う。

⑧ (3) 高齢者支援センターとの連携

各地域の高齢者支援センターとの連携体制を強化し、地域ケア会議への参加を通して連携を図る。

*1 アウトリーチ…支援が必要な人に、必要なサービスや情報を届けるため、さまざまな形で積極的な出向いて働きかけること

9 けやき体育館

(1) けやき体育館管理・運営事業

○事業の概要

体育室、機能訓練室、教養室、和室、教室の各室を、障害者団体の優先利用を基本原則として貸出しを行う。貸出しに当たっては障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツやレクリエーション活動が楽しめるよう整備を行う。

○重点目標

- 1 障害のある方がより多く利用できるよう、施設の利用相談やPRを積極的に行う。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策を更に強化し、利用者の健康と安全を守る。
- 3 けやきカフェでの就労体験実習の受入れ、自立訓練事業インターンシップの受入れ、福祉関連求人情報の掲示など、松が丘園との連携の充実を図る。

○事業内容

- 1 利用する団体等が適切に施設の利用が出来るよう、施設の維持補修・備品管理を実施する
- 2 接触機会を減らした形での受付方法により、施設利用の予約・申請や利用時の対応などの窓口対応を行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策をより強化し、適切な館内消毒等の実施を行う。
- ㊦ 4 障害のある方を対象とした個人開放を実施する。それに伴い一般を対象とした個人開放の実施日等を変更する。実施に当たっては新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて実施する。
- ㊦ 5 障害者の受け入れを可とする登録団体の紹介動画を撮影し、障害者からの余暇活動に関する相談により円滑に対応できるようにする。
- ㊦ 6 YouTube等を活用した施設の利用案内を行う。
- 7 松が丘園との連携
 - (1) 就労体験実習の受入れ
就労援助センターと連携し、障害のある方の就労体験実習を、けやきカフェで実施する。
 - (2) 求人情報の提供
地域支援課人材育成チームと連携し、福祉関連求人情報の提供を行う。
 - (3) インターンシップの受入れ
多機能型事業所自立訓練事業と連携し、インターンシップ（職業体験）を受入れる。
- 8 けやきカフェの運営
 - (1) けやきカフェの運営
施設利用者の利便性向上のため、けやきカフェを新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて運営する。松が丘園で作られたパンを使用したメニューを提供し、パン、クッキーの販売、就労体験実習の受入れなど行うことで、障害についての理解が深まるように取り組む。
 - (2) フリースペースとしての活用
けやきカフェの設備を活用し、障害のある方が集まる場として使用する。使用に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、趣味語らい交流事業等として実施する。
- ㊦ 9 松が丘園との連携による就労相談窓口の拡充

9 けやき体育館

(2) 障害者余暇活動支援事業

○事業の概要

障害のある方のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため「パラスポーツ・レクリエーション支援センター」を事業主体として、スポーツ・文化講座や各種イベントの実施、障害者スポーツ大会への支援やスポーツ指導体制の整備を図る。また、障害についての理解促進のために地域共生イベントやパラスポーツの普及啓発のため、関係機関と連携した体験会やイベント等を実施する。なお、講座、イベント等の実施に当たっては、各種感染症対策ガイドラインに基づき、相模原市の「国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応について」に準じて実施する。

○重点目標

- 1 パラスポーツへの関心を定着させるため、障害のある方がパラスポーツに親しめる機会を提供する。
- 2 体育館利用団体、地域活動団体、民間企業等への協力依頼による地域交流の充実及び障害についての理解の促進を図る。
- ③ 主催するイベント、講座、意見交換会等の事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、必要に応じて分散化やオンラインでの開催も検討する。

○事業内容

- 1 パラスポーツ普及・振興事業
 - (1) パラスポーツ定着に向けた事業
関係機関と連携したパラスポーツ普及啓発イベント等への協力やパラスポーツの大会を実施する。また障害者団体の活動を支援し、パラスポーツの普及・振興を図る。
 - (2) パラスポーツ体験会の実施
パラリンピックへの興味・関心を高め、当事者の社会参加、趣味活動の可能性を広げるため、東京パラリンピック競技大会正式競技種目の体験会を実施する。
 - ③ (3) 他団体主催パラスポーツイベント等への講師派遣
他団体が主催するパラスポーツイベント等に資格を有する職員を派遣し、パラスポーツの普及啓発及び障害への理解促進を図る。
 - ④ (4) パラリンピック応援イベントの実施
パラリンピックの雰囲気を感じられるよう、パラリンピック応援イベントを実施する。
 - ⑤ (5) パラスポーツ動画等の配信
動画撮影の協力者を募り、パラスポーツを体験する様子を撮影し、動画配信を行う。
- 2 スポーツ及び文化活動の支援事業
 - (1) スポーツ講座・ふれあい文化講座の実施
障害のある方の健康の増進、心身の機能の維持・向上、各種スポーツ大会や教養文化的な活動への参加促進や社会参加などを目的に各種講座を実施する。また、津久井地区などへの地域出張講座を継続して実施し、さらなる参加促進を図る。
 - ⑥ (2) オンライン配信等を活用したスポーツ・文化活動の実施
自宅や事業所等でも楽しめるよう、オンライン配信を活用してスポーツや文化活動の紹介動画を配信する。
 - (3) スポーツ指導体制の整備
障害のある方がスポーツを安全に楽しめるよう、「障がい者スポーツ指導者養成講習会」等を受講する。また地域の有資格者と連携して事業を実施する。

(4) 文化活動の推進

地域で活動している団体等と連携し、障害のある方がその人らしい表現に取り組める文化活動を行う。

㊦ (5) けやき体育館の装飾制作

けやき体育館を装飾する作品の制作者を障害の有無を問わず募集する。また、障害のある人の絵画をコースターにするなど、けやきカフェで活用できる作品を募集する。

(6) 作品展示コーナーの設置

館内の空きスペースを活用して障害のある方の絵画や写真等の作品を展示し、来館者が鑑賞できるコーナーを設置する。

3 余暇活動支援事業

(1) 余暇サークルの育成

自主サークル育成のために必要な情報提供や相談、コーディネートなどの支援を行う。

(2) 地域交流イベント等の実施

パラスポーツの普及啓発、障害及び障害のある方への理解・啓発を目的に、障害者週間に合わせたパラスポーツに因んだイベント「けやき体育館フェスタ」を開催する。また、地域交流型のイベントや、障害の有無にかかわらず参加できる各種イベントを実施する。

㊦ (3) ウォーキング企画「けやきクエスト」の実施

障害の理解、パラスポーツの普及啓発を目的に、散歩等を通じて課題に挑戦しながら、障害等について学べる機会を提供する。個人での参加を基本とするが、イベント開催日を設定し、コンテスト形式での開催も実施する。

(4) 個別相談の対応

障害のある方一人ひとりのレクリエーションニーズに対応するため、個別の相談に応じ、必要な情報提供等を行う。

(5) ボランティア育成

ボランティアセンターや近隣大学等と連携し、事業への協力を通じてボランティアの育成を行う。また、ボランティア活動への継続参加を図るため、意見交換会を実施する。

(6) 情報提供

けやき体育館通信やホームページ、SNSを活用し、スポーツ・文化講座やパラスポーツ、レクリエーション等の紹介及び自主サークル、障害者団体等の情報を提供する。

4 障害者支援センター松が丘園との連携

(1) 福祉研修センターとの連携

福祉研修センターと連携し、障害のある方の余暇活動参加への理解、支援者の養成を目的に「レクリエーション研修」を開催する。

(2) 地域障害者施設支援事業との連携

市内障害福祉サービス事業所のスポーツ・レクリエーション支援に関するニーズ把握や体育施設利用についての提案などを行う。

社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団
令和3年度 福祉研修センター 研修一覧表

【障害福祉サービス事業所等職員対象】

区分		
障害福祉基礎研修	基礎Ⅰ	障害者福祉制度の基礎
		障害者の理解
		障害児福祉制度の基礎
		障害児の理解
		相模原市の障害福祉制度
		最新の障害福祉の動向
		虐待防止・権利擁護研修
		地域福祉と包括的支援体制
		保健福祉制度の基礎
障害福祉基礎研修	基礎Ⅱ	ストレングス・エンパワメントを知る
		ケアマネジメント
		ソーシャルワークの基礎
		記録の方法
		対人援助技術
		面接相談技術
		事例検討の方法
		集団を活用した支援の方法～グループワーク～
		コミュニティワーク
支援技術向上研修 (共 通)		チームアプローチ
		コミュニケーション技術
		アンガーマネジメント
支援技術向上研修 (就 労)		就労援助セミナー
支援技術向上研修 (相 談)		ソーシャルワークの実践(年間4回)
		家族支援
		相談支援スキルアップ(年間2回)
支援技術向上研修 (介 護)		介護技術の実践
		摂食技術
		利用者のこころの理解
特別研修		新しい生活様式にあわせた支援のありかた
		感染症対策
研修のための研修		オンライン研修を受講するためのいろは
		オンライン会議・研修のファシリテーション
法定研修		強度行動障害支援者養成研修(相模原市からの受託)

※障害基礎研修 基礎Ⅰをフォローアップ講座を追加して、年間2回実施

【障害当事者、家族等向け】

区分		
障害当事者向け研修		生活に関する力を高める講座
		自立促進当事者ミーティング
		「働きたい」を働けるに
		中途失職者・難聴者への支援
家族等向け研修		家族支援講座

【市民等向け】

区分		
市民等向け講座		新しい生活様式にあわせた支援のありかた【特別研修と合同開催】